

新技術社会実装支援プログラム認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、万博のインパクトをその後の大阪の成長につなげるためには、万博のレガシーとして、新たな技術・サービスの実装化を社会全体で支援していくことが重要であることから、万博で披露されたスタートアップ等の持つ新たな技術やサービス、これに続く新たな技術やサービス（以下「新技術等」という。）の社会実装を支援する取組みを新技術社会実装支援プログラム（以下「支援プログラム」という。）として認定するための手続を定める。

(支援プログラム対象事業)

第2条 支援プログラムの対象となる事業は、前条で規定する目的に資する取組みのうち、次の各号に定めるものであって、知事が適当と認めたものとする。

- (1) スタートアップ等が実施する実証実験への支援（以下「実証実験支援」という。）
- (2) 新技術等の実装に必要な資金調達や大企業等との協業を目的としたマッチング・共創機会の提供（以下「マッチング・共創機会の提供」という。）
- (3) 課題設定や事業化に向けての企画立案支援、専門家によるビジネス支援・助言及び専門人材の発掘・供給等の、社会実装に向けての伴走支援（以下「伴走支援」という。）
- (4) 社会実装をめざすスタートアップ等への支援を目的とした施設の運営（以下「施設運営」という。）

2 前項第1号に規定するスタートアップ等については、知事が別に定める基準に基づき選定する。

(支援プログラム対象者)

第3条 支援プログラムの認定を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大阪府内でスタートアップ等の支援事業を企画・実施する能力及び実績がある者
- (2) 大阪府内に事業所を有する法人又は大阪府内においてスタートアップ等の支援にかかる事業展開の計画がある法人
- (3) 大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）第2条第2号イからハまでのいずれにも該当しない者

(支援プログラムの対象経費等)

第4条 支援プログラムの対象となる経費は、別表に掲げるもののうち、知事が支援プログラムの実施に必要かつ適当と認める経費（以下「支援プログラム対象経費」という。）とする。

2 支援プログラム対象経費の内容及び上限額については、別表のとおりとする。

(支援プログラムの認定申請)

第5条 支援プログラムの認定を受けようとする者（以下「支援プログラム認定申請者」という）は、支援プログラム認定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 要件確認申立書（様式第1－2号）
- (2) 暴力団等審査情報（様式第1－3号）
- (3) 事業計画書（様式第2号）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その他知事が必要と認める書類

(支援プログラムの認定)

第6条 知事は、前条第1項の申請があったときは、当該申請の内容を別に定める審査基準に基づき審査し、認定すべきものと認めたときは、認定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の審査を公正かつ的確に行うため、大阪府成長産業振興施策審査会に諮問しなければならない。
- 3 知事は、第1項の認定を行ったときは、支援プログラム認定の内容及びこれに付した条件を支援プログラム認定申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の認定を行わなかったときは、その旨を支援プログラム認定申請者に通知するものとする。

(支援プログラム認定申請の取下げ)

第7条 支援プログラムの認定の申請を取り下げようとするときは、支援プログラム認定申請取下届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

- 2 前項の届出書を受領したときは、当該申請に係る支援プログラム認定はなかったものとみなす。

(認定の取消し)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 計画に従って支援プログラムを実施していない場合
 - (2) 支援プログラムの認定の申請内容及び実施に関して法令違反、提出書類に虚偽の記載があった場合その他不正な行為があった場合
 - (3) 規則第2条第2号ロ及びハに掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めるとき。
- 2 前項の認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は支援プログラムの認定を受けた者（以下「支援プログラム実施者」という。）の負担とする。

(支援プログラムの内容の変更申請等)

第9条 支援プログラムの認定後に、支援プログラム対象経費の配分の変更をする場合又は支援プログラムの内容の変更をする場合においては、支援プログラムの内容・経費配分の変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。ただし、次の各号に定める場合を除く。

- (1) 別表の各経費区分において、変更後の金額が変更前と比較して20%以内の変更である場合
- (2) 事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更である場合

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援プログラムの認定に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年2月13日から施行する。

別表 支援プログラムの対象経費等（要綱第4条関係）

支援プログラム対象事業区分	経費区分	支援プログラム対象経費の内容	支援プログラム対象経費の上限額
(1) 実証実験支援	スタートアップ等が行う実証実験に係る経費として、支援プログラム実施者が当該スタートアップ等へ支給する費用	支援プログラム実施者が支援するスタートアップ等が行う実証実験に係る経費 (専門家等への謝金・招聘旅費、旅費交通費、委託費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、機器レンタル料、設置工事費、安全対策費、保険料、会場使用料、その他経費)	4億円
(2) マッチング・共創機会の提供	マッチング・共創機会の提供に係る費用	広告宣伝費、会場借上費、専門家等への謝金・招聘旅費、旅費交通費、マッチング・共創機会の提供にかかる事務の一部を委託する経費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、直接人件費（マッチング・共創機会の提供に直接従事する者の直接作業時間に対して支払われる人件費）（注）、その他経費	1億円
(3) 伴走支援	伴走支援費	専門家等への謝金・招聘旅費、旅費交通費、伴走支援の一部を委託する経費、調査研究費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、直接人件費（伴走支援に直接従事する者の直接作業時間に対して支払われる人件費）（注）、その他経費	1億円
(4) 施設運営	施設運営費	家屋の借受けに対する賃料（土地の借受けに対する賃料又は家屋に附属しない機械器具等の借受けに対する賃料が含まれる場合はこれを除く。）及び共益費若しくは管理費 ただし、敷金、保証金等の一時金、水道光熱費等及び家屋所有者から賃借した家屋を、自らが貸主となって入居者に転貸することにより得る収入に相当する額を除く	2億円

（注）人件費単価は、原則として、経済産業省大臣官房会計課において作成し公表される補助事業期間の属する年度に適用する、交付決定時の等級単価一覧表に基づき算定する。ただし、当該表を適用しない合理的な理由がある場合は、この限りではない。この場合において、人件費単価は、当該表の労務費単価（円/時間）の最高額を上限とする。

【対象外経費】

事業期間外に行った事業や支払われた経費のほか、次のいずれかに該当する経費については対象外とする。

- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ・ 手数料（振込手数料等）、借入に伴う支払利息
- ・ 汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入等に係る経費（ただし、当該事業に必要不可欠なものであることが認められる場合は、この限りではない。）
- ・ 土地の取得に係る経費
- ・ 特定の者との会食や、接待にかかる費用